

「特定防除資材としての指定が保留されている資材の取扱い（案）」に関するご意見・情報の募集に関する結果について（案）

「特定防除資材としての指定が保留されている資材の取扱い（案）」に関するご意見・情報の募集について、概要をとりまとめましたので公表します。

1．意見の募集方法

【意見・情報募集期間】平成19年12月17日から平成20年1月18日

【告知方法】農林水産省及び環境省ホームページ、記者発表

【意見提出方法】電子メール、ファックス、郵送

2．意見募集の結果概要

【受付数】61通

【延べ意見・情報件数】65件

【意見内容の内訳】

区分Aに関する意見・情報提供	3件
区分Bに関する意見・情報提供	9件
区分Cに関する意見・情報提供	19件
新たな資材に関する意見・情報提供	31件
その他	3件

特定防除資材(特定農薬)の指定が保留されている資材の取扱いに関するパブリックコメントについて(案)

(1) 区分Aに分類された資材に関する意見

意見等の概要	件数	意見に対する考え方
酸性電解水をC - 3とすべき。	1	製造方法の明確化により安全性に関する解決措置が示されており、「特定防除資材(特定農薬)指定のための評価に関する指針」及び「特定防除資材の指定に関する資料を提出する際の資料概要の様式及び記入例について」に基づいた資料の提出があったことから保留資材とします。
インドセンダンの葉を保留資材とすべき。	1	「特定防除資材(特定農薬)指定のための評価に関する指針」及び「特定防除資材の指定に関する資料を提出する際の資料概要の様式及び記入例について」に基づいた資料の提出があったことから保留資材としています。
ニンニクを保留資材とすべき。	1	ニンニクの根茎以外の使用実態に関する情報が得られたことから、ニンニクとして保留資材(区分A)とします。

(2) 区分Bに分類された資材に関する意見

意見等の概要	件数	意見に対する考え方
カイネチンを保留資材とすべき。	1	使用実態に関する情報が得られたことから保留資材(区分A)とします。
甘草(マメ科カンゾウ)を保留資材とすべき。	1	
インスタントコーヒーを保留資材とすべき。	1	
トレハロースを保留資材とすべき。	1	
インドール酢酸を保留資材とすべき。	1	
稲にケイ酸を補給する目的で活性炭(原材料もみ殻)を保留資材とすべき。	1	使用目的及び使用方法から、農薬及び特定防除資材に該当しないことから区分C - 4とします。
乳酸酸性によるpH低下を目的とした乳酸菌を保留資材とすべき。	1	
尿素は施肥目的で使用されるためC - 4とすべき。	1	使用目的及び使用方法から、農薬及び特定防除資材に該当せず、肥料取締法に該当することからC-3とします。
免疫力を増進する目的でキトサンを保留資材とすべき。	1	キトサンは食品衛生法で規制されていることからC - 3とします。

(3) 区分Cに分類された資材に関する意見

意見等の概要	件数	意見に対する考え方
植物油又はサラダ油を保留資材とすべき。	2	使用実態に関する情報が得られたことから保留資材(区分A)とします。
アセビを保留資材とすべき。	1	
ユッカ(リュウゼン草科)を保留資材とすべき。	1	
キラヤ材(シャボンの木)を保留資材とすべき。	2	魚毒性を有する「サポニン」を含んでいることから、区分C - 2としております。ただし、製造方法を明確にする等により安全性に関する問題が解決され、「特定防除資材(特定農薬)指定のための評価に関する指針」及び「特定防除資材の指定に関する資料を提出する際の資料概要の様式及び記入例について」に基づいた資料の提出があった際は、特定防除資材としての検討を行います。

ニーム粕、椿油粕及びタバコ粕の混合物を保留資材とすべき。	1	混合物については、審議会における審議において、全ての原材料について安全性が確認されており、かつそれらを混合した混合物として適切であることが確認された場合について特定防除資材の指定対象とすることが可能となっております。
米糠を保留資材とすべき。	1	使用実態に関する情報が得られたことから保留資材（区分Ａ）とします。
スキムミルクを保留資材とすべき。	1	
以下の資材について、「区分Ｃ－１」として使用者の責任と判断で使用することを問題なしとするのは過りではないか。 （７２）硫黄 （７４）クレオソート（クレゾール） （７５）ジベレリン （７６）消石灰 （７８）ナフタレン （７９）生石灰 （８０）ホウ酸 （８３）硫酸銅 （８４）塩化ベンザルコニウム （８５）塩基性塩化銅 （８６）灯油	2	ご指摘の通り、当該資材は、農薬取締法第２条第１項の規定に基づく登録が必要な資材であることから、保留資材の対象から除外します。
アスコルビン酸を保留資材とすべき。	1	食品衛生法第１０条の規定に基づく指定添加物であることから、区分Ｃ－３とします。ただし、製造方法を明確にする等により安全性に関する問題が解決され、「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針」及び「特定防除資材の指定に関する資料を提出する際の資料概要の様式及び記入例について」に基づいた資料の提出があった際は、特定防除資材としての検討を行います。
クエン酸を保留資材とすべき。	1	
ソルビトールを補助資材として特定防除資材の利用を認めること。	1	審議会において糖類を補助資材として使用することは、直接防除効果を生じないため、農薬に該当しない結論がでていることからＣ－２とします。
グリセリンを補助資材として特定防除資材の利用を認めること。	1	食品衛生法第１０条の規定に基づく指定添加物であることから、区分Ｃ－３とします。ただし、製造方法を明確にする等により安全性に関する問題が解決され、「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針」及び「特定防除資材の指定に関する資料を提出する際の資料概要の様式及び記入例について」に基づいた資料の提出があった際は、特定防除資材としての検討を行います。なお、評価指針では、有効成分以外の成分として化学合成された界面活性剤等の補助成分が含まれた資材は、特定防除資材の検討対象からはずす規定が定められているが、食品衛生法において使用量が定められていない界面活性剤については、特定防除資材の検討対象とします。
グアヤコールを保留資材とすべき。	1	薬事法に基づく第２類医薬品に指定されていることから、区分Ｃ－３とします。「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針」及び「特定防除資材の指定に関する資料を提出する際の資料概要の様式及び記入例について」に基づいた資料の提出があった際は、特定防除資材としての検討を行います。
食品添加物をＣ－１とすべき。	1	食品添加物は食品衛生法で規制されていることからＣ－３とします。

消防法で規制される 60 % 以上のエタノールのみが C - 3 と解釈するのか。	1	「エタノール」は、消防法でいう第 4 類の危険物であり、60 % (重量 %) 以上の製品が消防法の適用となります。また、指定数量は 400L と定められており、この量を超えれば消防法の対象となることから、区分 C - 3 として分類しております。 一方、特定防除資材は、原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に対し害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして指定されたものあり、使用濃度・使用量・使用方法是決められていないことから、使用者が効果を期待する使用濃度・使用方法で使うことができます。そのため、使用にあたって、使用量・使用方法等に規制があるような資材については、原則として、特定防除資材としての指定の対象から除外されますが、「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針」及び「特定防除資材の指定に関する資料を提出する際の資料概要の様式及び記入例について」に基づいた資料の提出があった際は、特定防除資材としての検討を行います。
食用きのこ菌を A、C - 1 又は C - 4 のいずれかにすべき。	1	使用実態に関する情報が得られたことから保留資材（区分 A）とします。

(4) 区分外資材に関する意見

意見等の概要	件数	意見に対する考え方
植えたミント系ハーブを保留資材とすべき。	1	植えてある植物全般につきましては、農薬でないものとしております。
二酸化チタンを保留資材とすべき。	2	使用実態に関する情報が得られたことから保留資材（区分 A）とします。
第 8 版食品添加物公定書で記載されたアニスアルデヒド、イオノン、オイゲノール、シンナムアルデヒドなど 93 品目については、食品添加物に関する安全性データがあることから他の香料（区分 C - ）と分けて考えるべき。	1	「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針」及び「特定防除資材の指定に関する資料を提出する際の資料概要の様式及び記入例について」に基づいた資料の提出があった際は、特定防除資材としての検討を行います。
香料は食品、化粧品等身近な製品に広く使用され、経口摂取や吸入摂取を前提に古くから世界中で使用されており、安全性の高い資材のため、安全性の面から見て C - 1 が妥当である。	1	C - に分類された資材であっても、製造方法を明確にする等により安全性に関する問題が解決され、「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針」及び「特定防除資材の指定に関する資料を提出する際の資料概要の様式及び記入例について」に基づいた資料の提出があった際は、特定防除資材としての検討を行います。なお、個別資材の特定や定義が不明確なものは、C - 1 に分類することは困難と考えます。
弱毒ウィルスを登録保留資材とすべき。	20	審議会において、特定防除資材の検討対象とする結論が得られていることから、保留資材（区分 A）とし、「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針」及び「特定防除資材の指定に関する資料を提出する際の資料概要の様式及び記入例について」に基づいた資料の提出があった際は、特定防除資材としての検討を行います。
酸化チタンをコーティングしたポリエチレンシートを保留資材とすべき。	1	使用目的及び使用方法から、農薬及び特定防除資材に該当しないことから区分 C - 4 とします。
オリゴ糖は、いもち病等の防除に関する研究成果があることから区分 C - 1 として使用してよい。	1	区分 C - 1 は、特定防除資材に該当しないと判断された資材のため、特定防除資材として使用できません。ただし、製造方法を明確にする等により安全性に関する問題が解決され、「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針」及び「特定防除資材の指定に関する資料を提出する際の資料概要の様式及び記入例について」に基づいた資料の提出があった際は、特定防除資材としての検討を行います。
酵母エキス、クエン酸、塩化カリウム混合液を保留資材とすべき。	1	混合物については、審議会における審議において、全ての原材料について安全性が確認されており、かつそれらを混合した混合物として適切であることが確認された場合について特定防除資材の指定対象とすることが可能となっております。

西洋ワサビ、カラシをワサビ同様に保留資材とすべき。	1	「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針」及び「特定防除資材の指定に関する資料を提出する際の資料概要の様式及び記入例について」に基づいた資料の提出があった際は、特定防除資材としての検討を行います。
食酢と同様に粉末酢酸を保留資材とすべき。	1	食酢は、酢酸濃度が一定の範囲内に収まることから、安全性などの担保が可能ですが、当該資材の場合は、酢酸濃度の範囲が不確定であることから、特定防除資材としての検討を行う必要があります。
酢酸を保留資材とすべき。	1	

(5) その他

意見等の概要	件数	意見に対する考え方
改良普及指導員等が区分Ｃ－１及びＣ－４の資材を病虫害防除又は成長促進を目的に指導助言を行う場合は、宣伝行為に該当するのか。	1	指導助言を行う行為は、宣伝行為に該当します。
区分Ｃ－３又はＣ－４に分類された資材は、特定防除資材として認められないのか。又は、安全性等が示されれば特定防除資材の対象となりうるのか。	1	製造方法を明確にする等により安全性に関する問題が解決され、「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針」及び「特定防除資材の指定に関する資料を提出する際の資料概要の様式及び記入例について」に基づいた資料の提出があった際は、特定防除資材としての検討を行います。
堆肥（牛）、稲藁、枝葉破碎材及び粉碎材を殺菌、成長促進及び開花促進剤としての効果について情報提供して頂きたい。	1	パブリックコメントは広く国民の皆様からのご意見・募集するものであり、情報をいただきたいと思います。

(環境省と同時配布)

特定防除資材としての指定が保留されている資材の取扱い (案) に関する
ご意見・情報の募集について

平成 19 年 12 月 17 日
農林水産省消費・安全局

特定防除資材としての指定が保留されている資材の取扱い (案) について、広く国民の皆様
からご意見・情報を募集いたします。

今後、提出していただいたご意見・情報を検討し、最終案を決定する予定です。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

特定防除資材としての指定が保留されている資材の取扱い (案) (公示資料 (1)) につ
いて、広く国民の皆様からのご意見・情報を募集するとともに、提出されたご意見・情報を
検討し、最終案の内容に適宜反映させることを目的として行うものです。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室にて配布及び農林水産省ホームページ
(<http://www.maff.go.jp>) に掲載

3 ご意見・情報の提出方法

ご意見・情報は、[意見提出用紙] (公示資料 (2)) の様式により、以下に掲げるいづれ
かの方法で提出して下さい。

(1) 郵送：〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1

農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室 (担当：農薬指導班)

(2) ファクシミリ：03-3501-3774

4 ご意見・情報を提出する際の留意事項

提出されるご意見・情報は、日本語に限ります。また、個人は住所・氏名・性別・年齢・
職業を、法人は法人名・所在地を明記して下さい。これらは、公表する場合がありますので、
ご了承願います (公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨書き添えて下さ
い。提出された個人情報については、お問い合わせの回答や確認のご連絡に利用します。な
お、これらの情報はご意見等の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送す
ることがあります。)

なお、電話でのご意見・情報はお受けしませんのでご了承願います。

5 ご意見・情報の提出の締切日

平成 20 年 1 月 18 日 (郵便の場合は必着)

6 公示資料

(1) 概要

(2) 意見提出用紙

7 なお、この意見募集は、環境省においても実施されております。いただいたご意見は、両
省で考慮されますので、同じご意見を両方にご提出いただく必要はありません。

公示資料（１）

特定防除資材としての指定が保留されている資材の取扱い（案）

特定防除資材及び特定防除資材としての指定が保留されている資材について

- 1 特定防除資材制度と保留資材
 - （１）無登録農薬の製造・使用禁止などを内容とする平成14年の農薬取締法改正において、安全であることが明らかな資材が登録義務や使用規制を受けることのないよう、特定防除資材（特定農薬）制度を創設した。
 - （２）平成14年末に実施した実態調査において情報提供のあった約740種の資材については、農業資材審議会農薬分科会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会による合同会合（以下、「合同会合」という。）において、特定防除資材として指定すべき資材について検討を開始した。
 - （３）合同会合における検討等の結果、情報提供のあった資材のうち食酢、重曹及び一部天敵については、特定防除資材として指定することとした。情報提供のあったその他の資材については、農薬としての安全性等に関する情報が不十分であったため、特定防除資材としての指定の判断を保留（以下、「保留資材」という。）し、安全性等の情報を収集することとした。
- 2 保留資材の取扱い
 - （１）保留資材については、農業生産現場で使用されているとの情報が提供されたため、仮に防除目的に保留資材を使用したとしても、農薬効果を謳って販売しない限り、暫定的に使用者が自分の責任と判断で使うことを可能とした。
 - （２）その後、科学的知見から、安全性に問題がある資材（ナフタレン等）を除外してきたが、平成19年11月現在、475種類の保留資材が存在している。

今後の対応方向

1 保留資材の整理

平成19年10月30日に開催された農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会第8回合同会合において了承されたことを踏まえ、保留資材については、下記の方針により整理を行うこととする。

これまで保留資材としてきた資材について、有機農家等に対する調査を通じて、使用資材及び使用目的を把握する。

- 1 使用実態があるとされた資材については、提供されたデータを用いて安全性及び薬効について確認を行う。
- 2 使用実態が把握できない資材については、今回のパブリックコメントにおいて、さらに情報を収集し、使用実態の有無を明らかにする。

これらの情報収集の結果及びこれまでの合同会合での審議内容等を踏まえ、2「具体的な区分及び取扱いに従って区分Aに分類された資材について、特定防除資材としての指定の可否を、次回（第9回）の合同会合以降検討する。また、区分Cに分類された資材について、保留資材から除外する等の対応を行う。

2 具体的な区分及び取扱い

区分 A：既に農林水産省・環境省にデータが提出されているか、現場で使用されている
資材→指定の可否について検討

これまでの合同会合にデータが提出されている木酢液及び電解水、並びに現在事務局でデータを検討中の資材については、本区分に該当するものとして取り扱う。

本区分に分類される資材については、今後、評価基準に従って安全性及び薬効について確認を行い、特定防除資材としての指定の可否について検討を行う。

区分 B：現時点で使用に関する情報が得られていない資材
→情報を収集の上、取扱いを整理

本区分に分類される資材のうち、今回のパブリックコメントにおいて使用実態（有効性、安全性に関する情報を含む）を有するとして情報提供がなされ、その妥当性が確認できた資材については区分 A に分類する。

一方、情報提供がなされなかった資材、あるいは提供された情報から有効性や安全性について適切な情報が得られなかった資材については、使用実態が確認されなかったものとして、保留資材から削除する。

区分 C：保留資材から削除する資材

以下のような資材については、保留資材から削除する。

これまでの合同会合で個別資材毎に薬効等を検討した結果、特定防除資材に該当しないと判断された資材

文献等により、ヒト等に対して一定以上の毒性を有している資材

農薬取締法及び他の法令で既に規制されている資材

- ・人畜に対する安全性に係る法令等（食品衛生法、消防法等）により規制等が行われている資材

- ・環境安全性に係る法令等（家畜排泄物法、化管法等）により規制等が行われている資材

過去の合同会合において整理してきた特定防除資材の要件から、特定防除資材に該当しないと判断できる資材

定義が不明確で評価・指定の対象とならない資材（魚、カニ類、いね科作物、灰、洗濯廃液等）

3 区分 C に分類された資材の取扱い

（1）上記の、に分類された資材は、特定防除資材に該当しないことから、使用者の責任と判断で使用することは何ら問題のない資材として取り扱う。ただし、防除に用いる資材として宣伝することは、農薬取締法に抵触するおそれがあるので、宣伝等は行わないよう指導する。

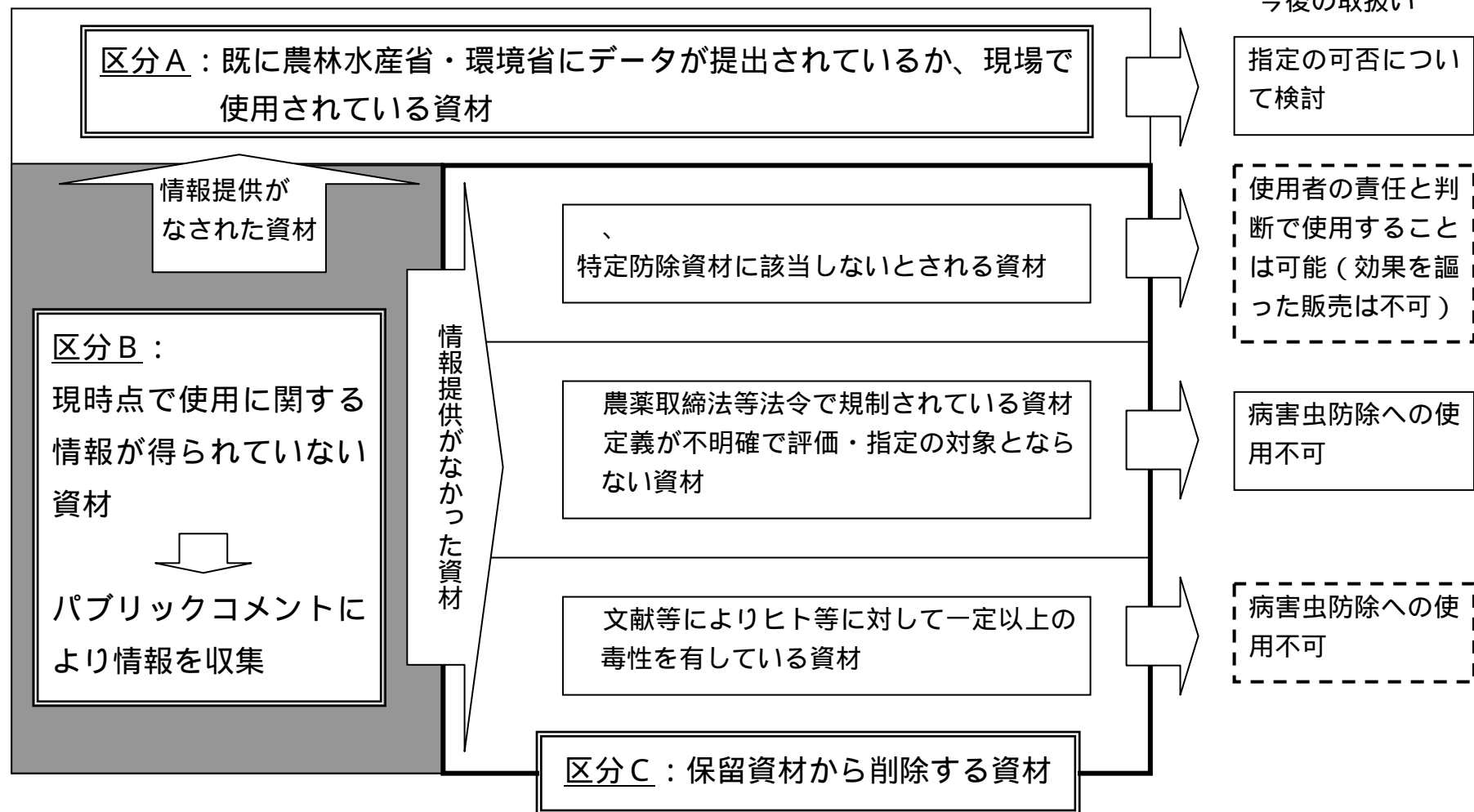
なお、これらの資材について、評価基準に従って必要なデータが提出された場合は、指定の可否について検討を行う。

(2) に分類された資材は、安全性に問題がある可能性があることから、農作物等に対して使用しないよう指導を行うべき資材として取り扱う。

なお、これらの資材であっても、製造方法を明確にすること等により安全性に関する問題が解決できることが示され、かつ評価基準に従って必要なデータが提出された場合は、指定の可否について検討を行う。

(3) 、 に分類された資材については、農作物等の病虫害防除に使用しないよう指導を行うべき資材として取り扱う。

区分とその取扱い（概念図）



取扱いが点線で囲まれている資材については、評価基準に従って必要なデータが提出された場合は、指定の可否について検討。

【区分 A】 26 資材

- (1) インドセンダンの実・樹皮・葉
- (2) ウエスタン・レッド・シーダー(ヒノキ科ネズコ属樹木)
- (3) ヒノキの葉
- (4) ヒノキチオール(ヒノキ科植物から水蒸気蒸留)
- (5) ホソバヤマシソ(シソ科)
- (6) 木酢液
- (7) 竹酢液
- (8) 片栗粉(ばれいしょデンプン)
- (9) コーンスターチ
- (10) 米デンプン
- (11) 麦デンプン
- (12) ショウガ
- (13) 焼酎(泡盛)
- (14) 糖蜜
- (15) ワサビ根茎
- (16) ニンニク根茎
- (17) ネギの地上部
- (18) ヒバ油(ヒノキチオール)
- (19) 食用天然ハーブ精油
- (20) 陳皮(ミカンの皮)
- (21) イギス海藻(サンゴ海藻)
- (22) 月桃(ショウガ科ゲットウ)
- (23) 糖類
- (24) 酸性電解水
- (25) メチオニン(アミノ酸)
- (26) デキストリン

【区分B】148 資材

- (1) イチジク樹液
- (2) オクラ(木本性植物(野菜のオクラではない))
- (3) カキ殻
- (4) 柑橘類(オレンジ・グレープフルーツ)種子
- (5) ステビア(キク科の甘味植物)
- (6) 茶の葉
- (7) 肉桂・桂皮(ニッキ・シナモン)
- (8) 灰(原材料:カシの葉)
- (9) 灰(原材料:もみ殻)
- (10) ヒバ木材
- (11) ペパーミントの葉
- (12) 籾殻酢液
- (13) ヤマイモキチナーゼ
- (14) ユーカリ油
- (15) レモングラス(イネ科)
- (16) 苦楝(クレン:センダンの樹皮)
- (17) 木酢タール
- (18) グレープフルーツの種子
- (19) ビール
- (20) コーヒー粕
- (21) コーヒーの実
- (22) アゼツシマミミズ
- (23) イタドリ
- (24) イチョウ
- (25) ウコン
- (26) オウゴン(シソ科コガネバナの根)
- (27) オオバコ
- (28) カッコン(マメ科クズの根)
- (29) 活性炭(原材料:おがくず)
- (30) 活性炭(原材料:もみ殻)
- (31) 活性炭(原材料:ヤシ殻)
- (32) 甘草(マメ科カンゾウ)
- (33) クララ(苦参)
- (34) ゴマ油
- (35) 山椒葉
- (36) シルクパウダー
- (37) スギナ
- (38) セイロンシナモン
- (39) 赤色イオウ細菌
- (40) センブリ(リンドウ科)
- (41) ダイオウ(大蒜(タデ科))
- (42) チョウセンニンジン(根茎)
- (43) チョウセンニンジン(葉)
- (44) トウガラシ果実
- (45) ドクダミ

- (4 6) ナツメ
- (4 7) ナンテン
- (4 8) 乳酸菌
- (4 9) ハッカ
- (5 0) ハマスゲ
- (5 1) ヒノキ
- (5 2) ヒバ
- (5 3) ひまし油
- (5 4) ビワの葉
- (5 5) プロポリス
- (5 6) ペニシリウム・ピラーイ菌
- (5 7) ホッキ貝貝殻
- (5 8) マタタビ果実
- (5 9) 黄柏 (ミカン科キハダの樹皮)
- (6 0) 黄蘗
- (6 1) 黄連 (キンボウゲ科オウレンの根)
- (6 2) 黄芍
- (6 3) 海人草 (かいにんそう: ふじまつも科)・マクリ
- (6 4) 鬼杖根
- (6 5) 香甘菊
- (6 6) 山麻杵
- (6 7) 紫草 (シソウ: ムラサキ科ムラサキ)
- (6 8) 小通草 (ショウツウソウ)
- (6 9) 松節油
- (7 0) 石椒草
- (7 1) 蒼朮 (ソウジュツ: キク科ホソバオケラの根)
- (7 2) 大血藤
- (7 3) 丹参 (タンジン: シソ科)
- (7 4) 当歸 (セリ科トウキの根)
- (7 5) 半夏 (ハンゲ: サトイモ科カラスビシャクの根)
- (7 6) 番椒 (バンショウ)
- (7 7) 百部根 (ビャクブコン: ビャクブ科ビャクブの根)
- (7 8) 椒目 (シュクモク: ミカン科カホクサンショウの種子)
- (7 9) 芍薬 (ポタン科シャクヤクの根)
- (8 0) 黄檗 (キハダ)
- (8 1) サイシン
- (8 2) センキュウ
- (8 3) タイソウ
- (8 4) 白参 (ハクジン (オタネニンジン: 根はチョウセンニンジン))
- (8 5) キトサン
- (8 6) オオイタドリ
- (8 7) クマザサ
- (8 8) エクロニア・マキシマ (海藻)
- (8 9) ラフマ
- (9 0) シトロネラ
- (9 1) 菖蒲葉 (サトイモ科ショウブの葉)
- (9 2) ボウフウ葉
- (9 3) ラベンダー

(9 4) レッドクローバー
(9 5) レンゲ
(9 6) 悪茄子
(9 7) 楠
(9 8) 馬尾松 (ばびしょう : 中国産まつの 1 種)
(9 9) 琉球桑
(1 0 0) L-プロリン
(1 0 1) 5-ALA
(1 0 2) アミノレブリン酸
(1 0 3) アルカリ性電解水
(1 0 4) エチル-3-インドールアセテート
(1 0 5) オゾン水
(1 0 6) 石鹼
(1 0 7) 脱酸素水
(1 0 8) タンニン酸
(1 0 9) ペプトン
(1 1 0) ヒボキサンチン
(1 1 1) マロン酸
(1 1 2) マロン酸二ナトリウム
(1 1 3) 脂肪酸グリセリド (デカノイルオクタノイルグリセロール)
(1 1 4) フマル酸二ナトリウム
(1 1 5) リグニンスルホン酸塩
(1 1 6) リンゴ酸二ナトリウム
(1 1 7) イノシン
(1 1 8) インド - ル酢酸
(1 1 9) カイネチン
(1 2 0) 過炭酸ナトリウム
(1 2 1) カテキン
(1 2 2) カフェイン
(1 2 3) カリ石鹼
(1 2 4) 酢酸カルシウム
(1 2 5) システイン
(1 2 6) 水溶性セルロース
(1 2 7) デカノイルオクタノイルグリセロール
(1 2 8) テトラオレイン酸ポリオキシエチレンソルビット
(1 2 9) ドデシルベンゼン (アルキルベンゼン)
(1 3 0) トリプトファン
(1 3 1) トレハロース
(1 3 2) フミン酸
(1 3 3) フルボ酸
(1 3 4) プロピオン酸アンモニウム
(1 3 5) ベンジルアデニン
(1 3 6) ポリエチレン
(1 3 7) ポリオキシエチレン-5-ラウリルエーテル
(1 3 8) ポリビニルアルコール
(1 3 9) マグネシウム
(1 4 0) カオリン
(1 4 1) ゼオライト

- (1 4 2) セビオライト
- (1 4 3) アデニン
- (1 4 4) ステアリン 酸 ナトリウム
- (1 4 5) オレイン 酸
- (1 4 6) 石灰石
- (1 4 7) 長石
- (1 4 8) トリプトン

【区分C】294 資材

1. これまでの合同会合で個別資材毎に薬効等を検討した結果、特定防除資材に該当しないと判断された資材（区分C - : 90 資材）

- (1) アオサ
- (2) 青ジソ(シソ)
- (3) アオノリ
- (4) アケビ果実
- (5) アルファルファ
- (6) アルファルファペレット
- (7) アロエ
- (8) イネ
- (9) ウイスキー
- (10) オート麦
- (11) オリーブ油
- (12) 果糖ぶどう糖液糖
- (13) カヤの実
- (14) 寒天
- (15) キャベツ
- (16) 牛乳
- (17) きゅうり
- (18) クルミ
- (19) 鶏糞
- (20) ケール
- (21) コーラ
- (22) コショウの実
- (23) 粉ミルク
- (24) 米(強化米、くず米など)
- (25) 米糠
- (26) コンブ
- (27) 根粒菌
- (28) 砂糖(白砂糖、三温糖、黒砂糖等)
- (29) サラダ油(市販品)
- (30) シイタケ
- (31) ショウキョウ
- (32) 食塩
- (33) 除虫菊粉末
- (34) スモモ果実
- (35) スルメイカ
- (36) ソラマメ果実
- (37) ダイコン
- (38) 大豆
- (39) たばこの葉
- (40) トウモロコシ果実
- (41) 綿実油
- (42) トマト
- (43) ナシ果実

- (4 4) ナタネ油
- (4 5) 納豆
- (4 6) にがり
- (4 7) 日本酒
- (4 8) ニラの葉
- (4 9) ニンジン
- (5 0) ネギ
- (5 1) パイナップル
- (5 2) 麦芽
- (5 3) ハクサイ
- (5 4) バナナ果実
- (5 5) パパイア
- (5 6) ブドウ果実
- (5 7) ブドウ糖
- (5 8) 放線菌
- (5 9) ホウレンソウ
- (6 0) マーガリン
- (6 1) ヤマイモ根茎
- (6 2) ヨーグルト
- (6 3) ヨモギ
- (6 4) リンゴ果実
- (6 5) レモン果実
- (6 6) ワイン
- (6 7) ワラビ
- (6 8) 植物生育促進菌類「フォーマ菌」
- (6 9) 布海苔
- (7 0) 有機酸カルシウム
- (7 1) EDTA-4H のカルシウム塩
- (7 2) 硫黄
- (7 3) エチレングリコール
- (7 4) クレオソート(クレゾール)
- (7 5) ジベレリン
- (7 6) 消石灰
- (7 7) 炭酸カルシウム
- (7 8) ナフタリン
- (7 9) 生石灰
- (8 0) ホウ酸
- (8 1) ポリリン酸カリウム
- (8 2) 水
- (8 3) 硫酸銅
- (8 4) 塩化ベンザルコニウム
- (8 5) 塩基性塩化銅
- (8 6) 灯油
- (8 7) アミノ酸
- (8 8) 各種微量元素
- (8 9) 天照石
- (9 0) 光明丹

2. 文献等により、毒性を有している可能性がある資材(区分C - : 30 資材)

- (1) 椿サポニン
- (2) *Tyophora Asthmatica* の葉
- (3) アセビ
- (4) お茶の実
- (5) キラヤ材(シャボンの木)
- (6) 大豆サポニン
- (7) 茶の実の粕
- (8) ツバキ油
- (9) ツバキ油粕
- (10) ツバキの種子
- (11) ひとで
- (12) ユッカ(リュウゼツラン科)
- (13) スズラン
- (14) アルキルエーテル硫酸エステルナトリウム
- (15) カチオン界面活性剤
- (16) スチレンポリマー
- (17) 乳酸
- (18) ポリアクリルアミド
- (19) メチルアルコール
- (20) 塩化マンガン
- (21) 塩酸
- (22) 尿素
- (23) 無水硫酸銅
- (24) 硫酸第一鉄
- (25) 過酸化カルシウム
- (26) 次亜塩素酸カルシウム(高度サラシ粉)
- (27) ドライアイス
- (28) ポリエチレングリコール
- (29) グアヤコール
- (30) 安定化二酸化塩素

3. 他の法令ですでに規制されている資材(区分C - : 54 資材)

- (1) 家畜尿尿
- (2) 堆肥
- (3) バイナッブル酵素
- (4) 遺伝子組み換え酵母
- (5) ウサギの尿
- (6) ウサギのフン
- (7) 豚の尿(EM菌で発酵)
- (8) 過酸化水素水(オキシドール)
- (9) 酢酸ボルドー(酢酸銅+生石灰のボルドー液)
- (10) シアナミド
- (11) 水酸化ナトリウム
- (12) アスコルビン酸
- (13) ギ酸カルシウム
- (14) クエン酸-3-カリウム

- (1 5) グリセリン
- (1 6) グリセリン 脂 肪 酸 エ ス テ ル
- (1 7) 珪 砂
- (1 8) 珪 藻 土
- (1 9) コウモリの骨を腐熟させたリン酸カルシウム
- (2 0) 酒 石 酸
- (2 1) シンナムアルデヒド
- (2 2) 水酸化カリウム
- (2 3) ソルビット
- (2 4) ソルビトール
- (2 5) 二酸化ケイ素(シリカゲル)
- (2 6) プロピレングリコール
- (2 7) 硫酸アンモニウム
- (2 8) 塩化カリウム
- (2 9) 塩化マグネシウム
- (3 0) 脂 肪 酸
- (3 1) エタノール
- (3 2) オゾン
- (3 3) オレイン酸ナトリウム
- (3 4) クエン酸
- (3 5) コハク酸ナトリウム
- (3 6) 次亜塩素酸
- (3 7) 次亜塩素酸ナトリウム
- (3 8) ソルビタン 脂 肪 酸 エ ス テ ル
- (3 9) 多価アルコール脂肪酸エステル(ショ糖ラウリン酸エステル)
- (4 0) 炭酸水素ナトリウム・銅液剤
- (4 1) 銅イオン水
- (4 2) パントテン酸カルシウム
- (4 3) ヒドロキシプロピルデンブロン
- (4 4) プロピレングリコールモノ脂肪酸エステル
- (4 5) 過マンガン酸カリウム
- (4 6) 銀
- (4 7) 硫酸マンガン
- (4 8) フマル酸
- (4 9) リンゴ 酸
- (5 0) 酢 酸
- (5 1) 第三リン酸ナトリウム
- (5 2) 1-オキシ-3-メチル-4-イソプロピルベンゼン
- (5 3) ホウ素
- (5 4) ビタミン B₂

4 . 過去の合同会合において整理してきた特定防除資材の要件から、特定防除資材に該当しないと判断できる資材(区分C - : 2資材)

- (1) カーボンブラック
- (2) ナイロン不織布

5 . 定義が不明確で評価・指定の対象とならない資材(区分C - : 118 資

材)

- (1) CSL (コーンステーパーリカー ; トウモロコシの発酵過程でできる物)
- (2) アガリクス
- (3) 油粕
- (4) いね科植物
- (5) エビ類
- (6) 貝化石
- (7) 海草
- (8) カゼイン
- (9) カニ類
- (10) 柑橘類 (オレンジ・グレープフルーツ)
- (11) ギシチャー
- (12) 魚
- (13) 魚粉
- (14) 鶏骨
- (15) 小魚
- (16) コトニー
- (17) 酒粕
- (18) 山野草
- (19) ジークン
- (20) 竹
- (21) トマト果実及び葉茎等の残さ
- (22) 灰 (かまどの灰)
- (23) 灰 (原材料 : 野菜の残さ)
- (24) 灰 (原材料 : 野草)
- (25) ヒノキ及びスギの樹皮、茎あるいは枝葉の破碎及び粉碎剤
- (26) マツ
- (27) 松の根
- (28) 黄作高
- (29) 活性炭 (原材料 : 天然ゴム)
- (30) 光合成細菌
- (31) 酵母菌
- (32) 雑穀
- (33) 山鶏根
- (34) 山枝子
- (35) 小溝樹
- (36) 植物油脂
- (37) 青草 (雑草やわき芽、ハーブなど)
- (38) 淡水藻類
- (39) 竹林菌
- (40) 豆粕 (マメカス)
- (41) 南天星
- (42) 醗酵モロミ残渣液
- (43) 微生物培養エキス
- (44) カツオの魚体
- (45) 活性炭 (原材料 : 木材)
- (46) 食用きのこ菌

(4 7) その他の糖質 (フルクトース、マルトース、ソルブルスターチ、デキストリン)

(4 8) 多糖類

(4 9) 天然ハーブ精油 (食用以外のもの)

(5 0) ハナズボミ

(5 1) ふすま

(5 2) 風呂の残り湯

(5 3) ミント類

(5 4) 魚煮出し分解濃縮液

(5 5) 酵母エキス

(5 6) 20 数種の岩石

(5 7) アルカリ性ビルダー

(5 8) 安定剤

(5 9) オーシャンナーゼ

(6 0) 海洋深層水から作られた塩

(6 1) 海洋堆積岩

(6 2) 各種ビタミン

(6 3) 各地から採取した土

(6 4) 過酸化脂質

(6 5) キレート亜鉛

(6 6) キレート鉄

(6 7) 酵素

(6 8) 鉱物質粉体

(6 9) 高分子ポリマー

(7 0) コーゲンターゼ

(7 1) 糖アルコール

(7 2) 食品添加物

(7 3) スモーク油乳化剤

(7 4) 総合酵素

(7 5) その他微量元素

(7 6) 炭素酸 (コークス、無煙炭)

(7 7) 直鎖アルキルベンゼン系

(7 8) 天然ワックス

(7 9) 粘土

(8 0) ビーモア (りん鉱石)

(8 1) ビタミン類

(8 2) ヒューミックアシズ

(8 3) プラスチック

(8 4) 分散 / 展着剤 (5 %)

(8 5) 保存剤

(8 6) ミネラル

(8 7) やし油脂肪酸

(8 8) ライフグリーン (天然石)

(8 9) 界面活性剤

(9 0) 鉱滓粉末

(9 1) 香料

(9 2) 高級アルコール系界面活性剤

(9 3) 植物性界面活性剤

(9 4) 食品用界面活性剤

- (9 5) 洗濯の廃液
- (9 6) 総合アミノ酸
- (9 7) 炭酸塩有機酸
- (9 8) 天然乳化剤及び乳化剤
- (9 9) 廃油
- (1 0 0) 非イオン性乳化剤
- (1 0 1) 微量要素肥料
- (1 0 2) 防腐剤
- (1 0 3) 有機酸
- (1 0 4) 有機溶剤
- (1 0 5) タンパク質分解酵素
- (1 0 6) 海水
- (1 0 7) 核酸関連物質
- (1 0 8) カンフル液
- (1 0 9) ケイ素を含む鉱石
- (1 1 0) 脱酸素剤
- (1 1 1) 中性洗剤(ママレモン)
- (1 1 2) 波動水
- (1 1 3) ビターゼ
- (1 1 4) 有機ゲルマニウム
- (1 1 5) パラフィン、パラフィンワックス、ワックス
- (1 1 6) セラミック水
- (1 1 7) 電子エネルギー水
- (1 1 8) 粘着剤

特定防除資材（特定農薬）としての指定が保留されている 資材の取扱い(案)に関する意見・情報の募集について

農水省と同時配布

平成19年12月17日(月)
環境省水・大気環境局
土壌環境課農薬環境管理室
室長 大友 哲也(6640)
室長補佐 小出 純 (6641)
担 当 岡田 佳寿美(6644)

特定防除資材（特定農薬）としての指定が保留されている資材の取扱い(案)について、広く国民の皆様から御意見をお聴きするため、平成19年12月17日(月)から平成20年1月18日(金)まで、意見募集(パブリックコメント)を行います。御意見のある方は御意見募集要項に沿って御提出下さい。

1. 経緯

農薬取締法第2条第1項に規定する「特定農薬(特定防除資材)」は、無登録農薬の製造・使用が先の農薬取締法の改正により禁止されたことに伴い、農家段階で製造される安全な資材等まで登録を要するとの過剰規制を避けるため、農林水産大臣と環境大臣が安全性が明らかなものを特定農薬として指定し、農薬登録を必要としない仕組みとして創設されたものです。

平成19年10月30日に開催された中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会及び農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会第8回合同会合^(注1)において、これまでに情報提供がされていた特定防除資材の保留資材^(注2)について、今後の取扱いが審議されました。これを受け、環境省及び農林水産省では、別添の通り「特定防除資材（特定農薬）としての指定が保留されている資材の取扱い(案)」をとりまとめました。

(注1) 合同会合の議事要旨及び資料については環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/council/10dojo/y104-07b.html>)から閲覧できます。

(注2) 特定防除資材の検討に当たって、平成14年に特定防除資材の候補となる資材として情報提供のあった資材のうち、薬効及び安全性の情報が不十分であるため、評価が保留されている資材

2. 意見募集（パブリックコメント）について

この案について御意見のある方は、「御意見募集要項」に沿って御提出下さい。今後、本案については、皆様からいただいた御意見・情報を考慮した上で、決定させていただきます。

この意見募集は、農林水産省においても、同時に実施されております。いただいた御意見は、両省で考慮されることとなりますので、同じ御意見を両省に提出いただく必要はありません。

なお、御意見に対して個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

3．提出方法

[意見募集要項]の様式により、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

- (1) 郵送：下記[意見募集要項]の様式に従って提出してください。
- (2) ファクシミリ：下記[意見募集要項]の様式に従って提出してください。
- (3) 電子メール：下記[意見募集要項]の項目に従い、メール本文に記載して、テキスト形式で送付してください。(添付ファイルによる御意見の提出は御遠慮願います。)

お電話での御意見はお受けすることができませんので、あらかじめ御了承下さい

4．意見提出先

- 郵送の場合
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室あて
- ファクシミリの場合 Fax:03-3501-2717
- 電子メールの場合
電子メールアドレス：mizu-noyaku@env.go.jp

5．資料の入手方法

- インターネットによる閲覧
環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/info/iken.html>)
- 環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室において資料配布
場所：東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第5号館23階2305室
- 郵送による送付
郵送を希望される方は、120円切手を添付した返信用封筒(A4版の冊子が折らずに入るもの。郵便番号、住所、氏名を必ず明記。)を同封の上、上記「4．意見提出先」の郵送の場合の宛先まで送付してください。

6．注意事項

- 御意見は、日本語で御提出ください。
- 電話での御意見の提出は御遠慮願います。
- 御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。
- 頂いた御意見については、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き公開される可能性のあることを御承知おきください(公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨書き添えてください)。

添付資料

御意見募集要項

別添 特定防除資材(特定農薬)としての指定が保留されている資材の取扱い(案)